

令和7年10月17日

株式会社NOVAランゲージカンパニーに対する
景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社NOVAランゲージカンパニーに対し、同社が運営する「NOVA」と称する英会話教室において供給するコースに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社NOVAランゲージカンパニー
（法人番号 2180001017032）
所 在 地 東京都品川区東品川二丁目3番12号
代 表 者 代表取締役 隈井 恭子
設立年月 昭和56年3月
資 本 金 1000万円（令和7年10月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

別表1記載のコース（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

「NOVA駅前留学。」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(イ) 表示期間

別表2「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（表示例：別紙1及び別紙2）

- a 自社ウェブサイトにおいて、例えば、「おためし留学」と称するコース（以下「おためし留学」という。）について、令和6年9月1日から同月30日までの間、「入会金 一般 ~~20,000円（税込22,000円）~~ ▶ 0円」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載

の期間に、同表「対象コース」欄記載のコースについて、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、「税込 22,000 円」と称する価額は、同表「対象コース」欄記載のコースを受講するために「NOVA」と称する英会話教室（以下「英会話教室 NOVA」という。）へ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかにように表示していた。

- b 自社ウェブサイトにおいて、例えば、「NOVAバイリンガル KIDS」と称するコース（以下「NOVAバイリンガル KIDS」という。）について、令和 6 年 9 月 1 日から同月 30 日までの間、「入会金 KIDS ~~10,000 円（税込 11,000 円）~~ ▶ 0 円」と表示するなど、**別表 3**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、「税込 11,000 円」と称する価額（以下「税込 22,000 円」と称する価額と併せて「本件通常入会金」という。）は、NOVAバイリンガル KIDSを受講するために英会話教室 NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかにように表示していた。

イ 実際

本件通常入会金は、本件役務を受講するために英会話教室 NOVAへ入会する者に対し、最近相当期間にわたって支払わせた実績のないものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表 1

「おためし留学」
「マンツーマン留学」と称するコース（以下「マンツーマン留学」という。）
「オールインコース」と称するコース（以下「オールインコース」という。）
「フリープラン」と称するコース（以下「フリープラン」という。）
「特別コース」と称するコース（以下「特別コース」という。）
「NOVAバイリンガルKIDS」

別表2

表示期間	対象コース	表示内容
令和6年9月1日から同月30日までの間	おためし留学	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別紙1)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和6年10月2日から同月31日までの間	おためし留学	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和6年11月2日から同月30日までの間	おためし留学	「入会金 通常(一般) 20,000円(税込22,000円) ▶0円」
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和6年12月2日から同月31日までの間	おためし留学	「大人の方 入会金 20,000円(税込22,000円) ▶半額」 (別紙2)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和7年1月1日から同月31日までの間	おためし留学	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」
	マンツーマン留学	
	オールインコース	

表示期間	対象コース	表示内容
令和7年2月4日から同月28日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円)▶0円」
	特別コース	
	おためし留学	
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
令和7年3月1日から同月31日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円)▶0円」
	特別コース	
	おためし留学	
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
令和7年4月2日から同月30日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円)▶0円」
	特別コース	
	おためし留学	
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
令和7年4月2日から同月30日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円)▶0円」
	特別コース	

別表 3

表示期間	対象コース	表示内容
令和6年9月1日から同月30日までの間	NOVAバイリンガルKIDS	「入会金 KIDS 10,000円(税込)11,000円) ▶0円」 (別紙1)
令和6年10月2日から同月31日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込)11,000円) ▶0円」
令和6年11月2日から同月30日までの間		「入会金が 通常11,000円(税込) ▶0円」
令和6年12月2日から同月31日までの間		「KIDSの方 入会金 10,000円(税込)11,000円) ▶半額」 (別紙2)
令和7年1月1日から同月31日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込)11,000円) ▶0円」
令和7年2月4日から同月28日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込)11,000円) ▶0円」
令和7年3月1日から同月31日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込)11,000円) ▶0円」
令和7年4月2日から同月30日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込)11,000円) ▶0円」

NOVAのキャンペーン
英会話のNOVA、キャンペーン情報をご案内

[やっぱりNOVA 駅前留学](#)
[子ども英会話](#)
[法人・企業様向け](#)
[生徒様ログイン](#)
[資料請求](#)

[レッスンスタイル](#)
[プラン・料金](#)
[キャンペーン](#)
[NOVAの自慢](#)
[生徒様の声](#)
[校舎検索](#)
[無料体験レッスン](#)

NOVA英会話TOP > キャンペーン情報

NOVAで英会話力UP！

只今ご入会にお得なキャンペーンを実施中。
是非この機会をお見逃しなく！

入会特典

来校でもらえる！

[無料体験レッスンを予約する >](#)

[資料請求 >](#)
[スクールを探す >](#)

Lesson Style Index

英会話を学ぶなら、やっぱりNOVA！

0120-324929
月～土 9:30～21:30(日 9:30～18:30)

[無料体験レッスンお申込み >](#)

[資料請求お申込み >](#)



LINEで最適なコースを診断 ▶

英会話TOP

NOVAを知る

プラン・料金
レッスンスタイル
NOVAの特長
イベント情報
キャンペーン情報
開校情報
生徒様の声
衛生面へのこだわり
英会話を始める方へ「NOVA活ノート」
NOVAなら叶う！ハイブリッド英会話
NOVA公式スクールブログ

英会話コース一覧

グループレッスン英会話（1万円ポッキリ留学）
マンツーマンレッスン英会話（マンツーマン留学）
オールインの新コース（おすすめ・プラチナ・スパ
ルタ）
オンライン英会話（新・お茶の間留学）
LIVE配信型オンライン英会話（LIVE STATION）
こども英会話（NOVA/バイリンガルKIDS）
ビジネス英会話
短期集中英会話（NOVA Plus+）
英語学習アプリ（英会話アプリ）
英語ライティングコース
英会話資格対策・TOEIC®対策コース

HOW-TO NOVA

#01 どこでも留学とは？
#02 多言語留学のススメ

SNS

facebook
Instagram
TikTok（NOVA Teachers）

多言語学習（オンライン）

フランス語 オンラインレッスン
ドイツ語 オンラインレッスン
イタリア語 オンラインレッスン
スペイン語 オンラインレッスン
中国語 オンラインレッスン
韓国語 オンラインレッスン

多言語学習（通学型）

フランス語 レッスン
ドイツ語 レッスン
イタリア語 レッスン
スペイン語 レッスン
中国語 レッスン
韓国語 レッスン
日本語 レッスン

ライティング学習

英語ライティングコース
韓国語ライティングコース

法人向けサービス

能力アップ研修
階層別人材育成
留学アレンジサポート
学校向け研修（講師派遣）
語学研修
イングリッシュキャンプ

通訳・翻訳サービス

通訳サービス
通訳機材
通訳・オンライン
翻訳サービス
通訳・翻訳人材派遣
外国語ナレーション

英会話教室・英会話スクールを探す

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 東京
神奈川 埼玉 千葉 茨城 栃木 群馬 長野 山梨 新潟
富山 石川 福井 愛知 岐阜 三重 静岡 大阪 京都
滋賀 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口
香川 愛媛 徳島 高知 福岡 長崎 佐賀 大分 熊本
宮崎 鹿児島 沖縄

割引制度

学割
シニア割
家族割
乗換割

サイトについて

サイトマップ
プライバシーポリシー

会社情報

会社情報
中途採用情報
新卒採用情報
Teach in Japan - 講師募集

無料体験入学・お問い合わせ

資料請求
TEL:0120-324929
TEL:0120-862275（新・お茶の間留学）
生徒様専用サイト ログイン



英会話教室のおすすめ
人気ランキング総合第1位

NOVAのキャンペーン

英会話NOVAのキャンペーン情報はこちら

やっばり、NOVA 駅前留学

こども英会話 法人・企業様向け

レッスンスタイル プラン・料金 キャンペーン NOVAの自慢 生徒達の声

生活時間 資料請求 校舎検索 無料体験レッスン

NOVA英会話TOP > キャンペーン情報

早期スタートでお得!
早得
キャンペーン

2024年12月最終営業日まで

大人の方

入会金 ~~26,000円~~ (税込22,000円) **半額**

さらに! オールインコースお申し込みで **テキストプレゼント!**

KIDSの方

入会金 ~~18,000円~~ (税込15,000円) **半額**

さらに! **乗換制度** なら 他社スクールからの乗り換えで **レッスンパック&テキスト プレゼント!**

4月生の早期お申込み受付中!

大人英会話

無料体験レッスン

資料請求 スクールを探す

こども英会話

無料体験レッスン

資料請求 スクールを探す

これだけは覚えておいてほしい
「NOVAの基本」

講師は全員外国人。

「駅前留学」の由縁はここにアリ!
英会話を身につけるには、実際に海外に行ったときと同じように、外国人と話し、コミュニケーションを取ることが一番重要。だから、NOVAの講師は全員外国人。外国人ならではの発音や表現に触れることで、英語力だけでなく実践力もつくレッスンです。

[NOVAの自慢▶](#)



低料金・安心の月謝制。

シンプルな料金体系にこだわり!
語学の上達には、継続して「いっぱい聞いて、いっぱい話す」ことが大切。無理なくずっと続けてほしいから、NOVAの料金体系は月謝制がメイン。安心して始めて頂き、無理なく続けることができるのです。

[大人英会話の料金について詳しくはこちら▶](#)
[こども英会話の料金について詳しくはこちら▶](#)



こども英会話も やっぱりNOVA

「生の英語」に触れることが大切

「聞いた音をそのままコピーする能力」これはこどもだけが持つ、とても不思議で素晴らしい能力です。この時期に外国人が話す「生の英語」をたくさん聞くことで、自然とその音を見ることができるようになります。だからこそ、NOVAはKIDSレッスンも講師は全員外国人です。

[こども英会話について詳しくはこちら▶](#)



新しい生活様式にも対応。

どんな環境でも、学びたいと思うあなたを応援！

NOVAは新しい生活様式に対応。対面の「駅前留学」とオンラインレッスンの「新・お茶の間留学」を予約のたびに選択できるハイブリッド英会話のシステムで、英語に触れる「量」をしっかりと確保。効率よく英会話をマスターできます。さらに、LIVE配信サービスの「NOVA LIVE STATION」など、一人ひとりの生活環境にあわせた受講方法をお選びいただけます。

[NOVAのハイブリッド英会話について詳しくはこちら▶](#)

[NOVA LIVE STATIONについて詳しくはこちら▶](#)



楽しく、便利に、語学上達！

NOVAのサービスラインナップ

01

自宅や外出先でオンライン英会話！

新・お茶の間留学



駅前留学をオンラインで受けられる「新・お茶の間留学」！英語以外にも7言語のレッスンをご提供しています！

[新・お茶の間留学（オンライン英会話）に関する詳細はこちら▶](#)

02

英語上達のために、沢山の英語に触れたい

NOVA LIVE STATION



人気外国人講師がLIVE配信するオンライン英会話。LIVEならではの臨場感で、しっかり身につく様々なレッスンを早朝から深夜まで配信中です。

[NOVA LIVE STATIONに関する詳細はこちら▶](#)

03

気軽に楽しく異文化体験ができる！

NOVAのイベント



通常のレッスン以外にも、外国人講師による異文化体験ができるイベントや、TOEIC®対策講座など、さまざまなイベントを開催しています。

[NOVAのイベントに関する情報ははこちら▶](#)

04

レッスン予約は簡単？

専用アプリで24時間受付



NOVAの総合アプリ「NOVA navi」ならレッスンは24時間予約受付。学習進捗や受講履歴を一元管理でき、日常英会話が学べる動画コンテンツも無料で配信中です。



05

スキマ時間を有効活用したい

NOVAの英語アプリ

スマホで学べる英語学習アプリ。1日5分「聞いて・話して・答える」だけ！様々なトピックやシーンを楽しみながら、手軽に英語力を強化できます。

[英語アプリに関する詳細はこちら▶](#)

06

英語以外の言語も学びたい

多言語留学

追加費用ゼロで、英語に加え、フランス語・ドイツ語・イタリア語・スペイン語・中国語・韓国語の7つの言語が学べます。

[多言語レッスンに関する詳細はこちら▶](#)

07

こども向け英語学習アプリ

ネイティブKIDS

英会話NOVAが提供するお子様向けの英語総合学習アプリ。こどもが母国語を覚えるように、楽しく自然に「使える英語」を身につけられます。

[ネイティブKIDSに関する詳細はこちら▶](#)

08

こども向けライブ配信型英会話レッスン

NOVA KIDSチャンネル

NOVAバイリンガルKIDSのカリキュラムに準拠したライブ配信型レッスン。英語教育改革にも沿った内容で4技能をバランスよく楽しく学べます。

[NOVA KIDSチャンネルに関する詳細はこちら▶](#)

英会話を始めるなら！

大定番のオールインシリーズ！

▼少人数制のグループレッスン

1対5人の少人数 (月謝)
10,000円
ポッキリ留学

月4回のグループレッスンを1万円(税込11,000円)で受講ができる人気コース。

▼外国人講師を独り占め

講師をひとりじめ
マンツーマン
21,000円(月謝)
留学

「マンツーマン留学」なら月4回のマンツーマンレッスンを21,000円～(税込23,100円～)で講師を独り占め！

大人英会話

無料体験レッスン

[資料請求](#)

[スクールを探す](#)

こども英会話

無料体験レッスン

[資料請求](#)

[スクールを探す](#)



英会話を学ぶなら、やっぱりNOVA!

0120-324929
月～土 9:30～21:00(時 9:30～18:30)

無料体験レッスンお申込み

資料請求お申込み



英会話TOP

NOVAを知る

プラン・料金
レッスンのスタイル
NOVAの特長
イベント情報
キャンペーン情報
開校情報
生徒様の声
衛生費へのこだわり
英会話を始める方へ「NOVA活ノート」
NOVAなら叶う!ハイブリッド英会話
NOVA公式スクールブログ

英会話コース一覧

グループレッスン英会話(1万円ポッキリ留学)
マンツーマンレッスン英会話(マンツーマン留学)
オールインの新コース(おすすめ・プラチナス・バルタ)
オンライン英会話(新・お茶の間留学)
LIVE配信型オンライン英会話(LIVE STATION)
こども英会話(NOVAバイリンガルKIDS)
ビジネス英会話
短期集中英会話(NOVA Plus+)
英語学習アプリ(英会話アプリ)
英語・韓国語ライティングコース
英会話資格対策・TOEIC®対策コース

HOW-TO NOVA

#01 どこでも留学とは?
#02 多言語留学のススメ

SNS

facebook
Instagram
TikTok (NOVA Teachers)

多言語学習(オンライン)

フランス語 オンラインレッスン
ドイツ語 オンラインレッスン
イタリア語 オンラインレッスン
スペイン語 オンラインレッスン
中国語 オンラインレッスン
韓国語 オンラインレッスン

多言語学習(通学型)

フランス語レッスン
ドイツ語レッスン
イタリア語レッスン
スペイン語レッスン
中国語レッスン
韓国語レッスン
日本語レッスン

ライティング学習

英語・韓国語ライティングコース

法人向けサービス

能力アップ研修
階層別人材育成
留学アレンジサポート
学校向け研修(講師派遣)
語学研修
イングリッシュキャンプ

通訳・翻訳サービス

通訳サービス
通訳機材
通訳・オンライン
通訳サービス
通訳・翻訳人材派遣
外国語ナレーション

英会話教室・英会話スクールを探す

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 東京
神奈川 埼玉 千葉 茨城 栃木 群馬 長野 山梨 新潟
富山 石川 福井 愛知 岐阜 三重 静岡 大阪 京都
滋賀 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口
香川 愛媛 徳島 高知 福岡 長崎 佐賀 大分 熊本
宮崎 鹿児島 沖縄

割引制度

学割
シニア割
家族割
乗換割

サイトについて

サイトマップ
プライバシーポリシー

会社情報

会社情報
中途採用情報 [📄](#)
新卒採用情報 [📄](#)
Teach In Japan - 講師募集 [📄](#)

無料体験入学・お問い合わせ

資料請求
TEL:0120-324929
TEL:0120-862275(新・お茶の間留学)
生徒様専用サイト ログイン



英会話教室のおすすめ
人気ランキング総合第1位

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若し

くはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

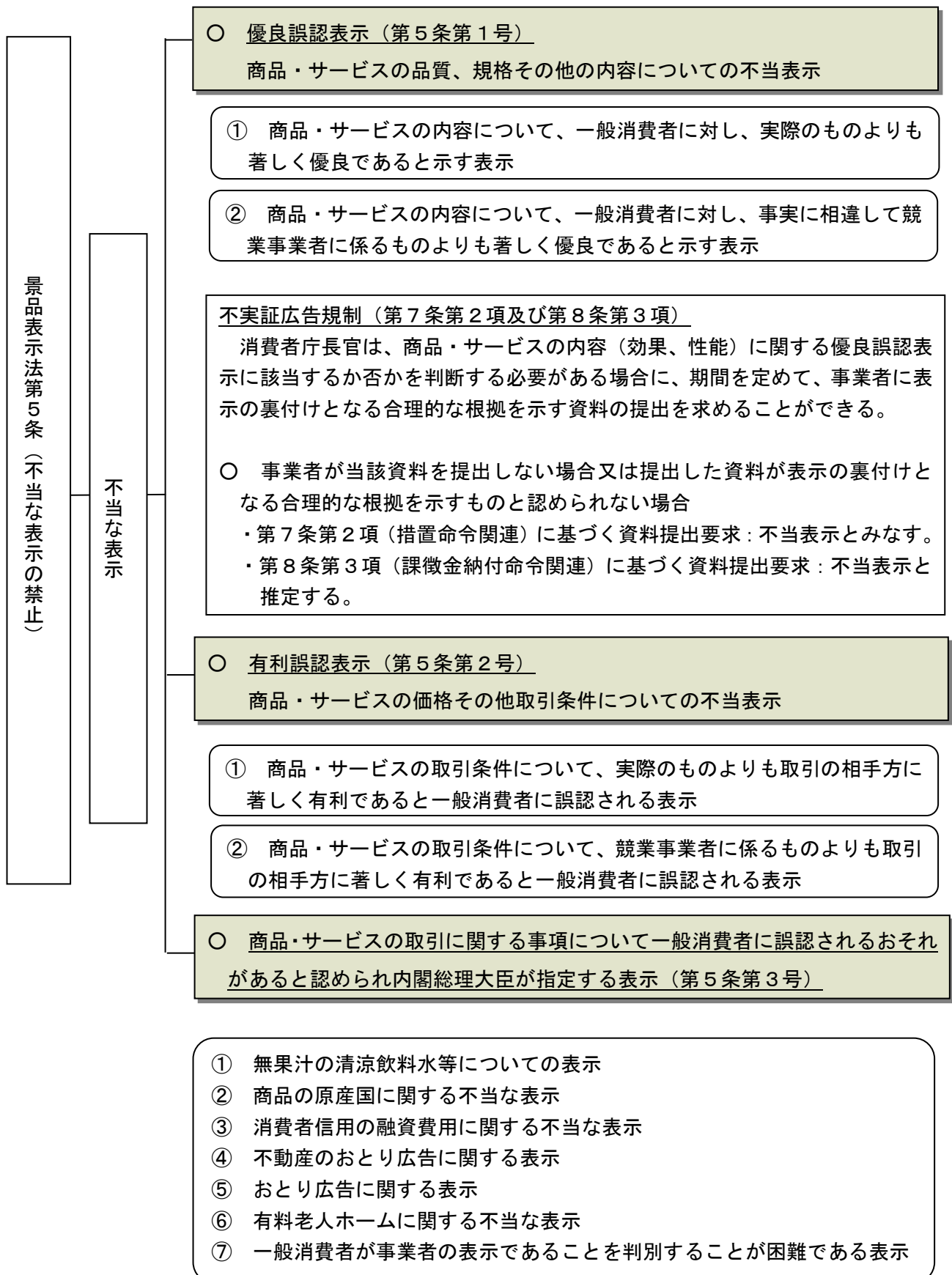
(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二條第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1556号

令和7年10月17日

株式会社NOVAランゲージカンパニー

代表取締役 隈井 恭子 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が株式会社NOVA東日本（以下「NOVA東日本」という。）、株式会社NOVA西日本（以下「NOVA西日本」という。）及び株式会社NOVA（以下「NOVA」という。）と共同して運営する「NOVA」と称する英会話教室（以下「英会話教室NOVA」という。）において供給する別表1記載の英会話に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) a 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、「NOVA駅前留学。」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、「おためし留学」と称するコース（以下「おためし留学」という。）について、令和6年9月1日から同月30日までの間、「入会金 一般 ~~20,000円~~ (税込~~22,000円~~) ▶0円」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「対象コース」欄記載のコースについて、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、「税込22,000円」と称する価額（以下「通常入会金①」という。）は、同表「対象コース」欄記載のコースを受講するために英会話教室NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかのように表示していたこと。

- b 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「NOVAバイリンガルKIDS」と称するコース（以下「NOV

AバイリンガルKIDS」という。)について、令和6年9月1日から同月30日までの間、「入会金 KIDS ~~10,000円(税込11,000円)~~ ▶0円」と表示するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、「税込11,000円」と称する価額(以下「通常入会金②」といい、通常入会金①と併せて「本件通常入会金」という。)は、NOVAバイリンガルKIDSを受講するために英会話教室NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、本件通常入会金は、本件役務を受講するために英会話教室NOVAへ入会する者に対し、最近相当期間にわたって支払わせた実績のないものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社NOVAランゲージカンパニー(以下「NOVAランゲージカンパニー」という。)は、東京都品川区東品川二丁目3番12号に本店を置き、語学教室事業等を行う事業者である。

(2)ア NOVAホールディングス株式会社(以下「NOVAホールディングス」という。)は、東京都品川区東品川二丁目3番12号に本店を置き、語学教室事業等を行う事業者等の株式を保有する持株会社である。

イ NOVA東日本は、東京都品川区東品川二丁目3番12号に本店を置き、語学教室事業等を行う事業者である。

ウ NOVA西日本は、広島市西区草津新町二丁目26番1号に本店を置き、語学教室事業等を行う事業者である。

エ NOVAは、名古屋市中村区名駅四丁目6番17号に本店を置き、語学教室事業等を行う事業者である。

- (3) NOVAホールディングスは、NOVAランゲージカンパニーの株式に係る議決権の過半数を超えて保有しており、また、NOVAの株式に係る議決権の全てを保有している。NOVAランゲージカンパニーは、NOVA東日本及びNOVA西日本の株式に係る議決権の全てを保有している。
- (4) NOVAランゲージカンパニーは、英会話教室NOVAにおいて提供される本件役務の内容等を決定しており、その定めたとおりに本件役務をNOVA東日本、NOVA西日本及びNOVAに提供させることにより、本件役務を一般消費者に提供している。
- (5) NOVAランゲージカンパニーは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (6)ア(7) NOVAランゲージカンパニーは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、おためし留学について、令和6年9月1日から同月30日までの間、「入会金 一般 ~~20,000円(税込22,000円)~~ ▶0円」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「対象コース」欄記載のコースについて、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、通常入会金①は、同表「対象コース」欄記載のコースを受講するために英会話教室NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかのように表示していた。
- (イ) NOVAランゲージカンパニーは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、NOVAバイリンガルKIDSについて、令和6年9月1日から同月30日までの間、「入会金 KIDS ~~10,000円(税込11,000円)~~ ▶0円」と表示するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、通常入会金②は、NOVAバイリンガルKIDSを受講するために英会話教室NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかのように表示していた。
- イ 実際には、本件通常入会金は、本件役務を受講するために英会話教室NOVAへ入会する者に対し、最近相当期間にわたって支払わせた実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、NOVAランゲージカンパニーは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

「おためし留学」
「マンツーマン留学」と称するコース（以下「マンツーマン留学」という。）
「オールインコース」と称するコース（以下「オールインコース」という。）
「フリープラン」と称するコース（以下「フリープラン」という。）
「特別コース」と称するコース（以下「特別コース」という。）
「NOVAバイリンガルKIDS」

別表 2

表示期間	対象コース	表示内容
令和6年9月1日から同月30日までの間	おためし留学	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し1)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和6年10月2日から同月31日までの間	おためし留学	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し2)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和6年11月2日から同月30日までの間	おためし留学	「入会金 通常 (一般) 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し3)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和6年12月2日から同月31日までの間	おためし留学	「大人の方 入会金 20,000円(税込22,000円) ▶半額」 (別添写し4)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
	フリープラン	
	特別コース	
令和7年1月1日から同月31日までの間	おためし留学	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し5)
	マンツーマン留学	
	オールインコース	

表示期間	対象コース	表示内容
令和7年2月4日から同月28日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し6)
	特別コース	
	おためし留学	
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
令和7年3月1日から同月31日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し7)
	特別コース	
	おためし留学	
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
令和7年4月2日から同月30日までの間	フリープラン	「入会金 一般 20,000円(税込22,000円) ▶0円」 (別添写し8)
	特別コース	
	おためし留学	
	マンツーマン留学	
	オールインコース	
フリープラン	特別コース	

別表3

表示期間	対象コース	表示内容
令和6年9月1日から同月30日までの間	NOVAバイリンガルKIDS	「入会金 KIDS 10,000円(税込) 11,000円 ▶0円」 (別添写し1)
令和6年10月2日から同月31日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込) 11,000円 ▶0円」 (別添写し2)
令和6年11月2日から同月30日までの間		「入会金が 通常 11,000円(税込) ▶0円」 (別添写し3)
令和6年12月2日から同月31日までの間		「KIDSの方 入会金 10,000円(税込) 11,000円 ▶半額」 (別添写し4)
令和7年1月1日から同月31日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込) 11,000円 ▶0円」 (別添写し5)
令和7年2月4日から同月28日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込) 11,000円 ▶0円」 (別添写し6)
令和7年3月1日から同月31日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込) 11,000円 ▶0円」 (別添写し7)
令和7年4月2日から同月30日までの間		「入会金 KIDS 10,000円(税込) 11,000円 ▶0円」 (別添写し8)